

処 分 基 準

平成21年4月1日作成

法 令 等 名	遺失物法
根 拠 条 項	第26条第1項 第26条第2項
処 分 の 概 要	施設占有者に対する指示 特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	遺失物法第26条第1項（指示） 遺失物法第26条第2項（指示）
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	総務部会計課監査室 監査第四係（電話 06-6943-1234 内線22481）
備 考	